

生徒指導部指導目標
「時を守り、場を清め、礼を正す」
～目配り・気配り・心配り～

◎重点目標・・・質の高いあたり前をあたり前にやる＝信頼される利根商生になる

授業時 生徒実践項目

- 一. 提出物を必ず期日までに提出する。
- 一. 授業中に教材を取りに行かない。
(休み時間中に準備)
- 一. プリント類を無くさない。
(再配布しない)
- 一. 学習活動を明確にし、メリハリをつける。
(聞く・話す・書く等)
- 一. 時間厳守。
(開始時間・PW・GW等)
- 一. メモを取る習慣をつける。

どの授業でも上記実践項目を徹底すること

朝活動について

※ 毎朝10分間、朝読書等を行うことにより、下記能力の向上を目指すプロジェクトです。

- ① 語彙力・読解力
- ② 論理的思考力
- ③ 発想力・自己解決力
- ④ 人間力・コミュニケーション力
- ⑤ 集中力

毎朝10分×授業日200日＝1年で2,000時間学べます。

小さな積み重ねで、あなたの運命は劇的に変わる

パソコン・タブレット・スマートフォンの使用規定

R 8年4月改正

- (1) パソコンおよびタブレットは授業における学習端末として、校内に持ち込むものとする。本来の趣旨を理解し、以下のルールを必ず守ること。
 - ※学習以外の目的では使用しない。
 - ※教員の許可を得ていない写真および動画撮影、録音は禁止する。
 - ※充電は自宅でするものとする。学校の電源は使用しないこと。
- (2) スマートフォンは保護者との緊急連絡用として、校内に持ち込むものとする。本来の趣旨を理解し、以下のルールを必ず守ること。
 - ※必ず電源を切ってロッカー内で保管する。
 - ※校舎内（生徒玄関前も含む）での使用は禁止とし、在校中に保護者との緊急連絡が必要な場合には必ず教員に許可を得ること。
 - ※登下校時の通学路においても、スマートフォンは身の回りの人のことを考え適切に使用すること。
- (3) 上記に反する行為が認められた場合、預り指導や保護者同席指導をおこない、複数回や悪質な違反に関しては特別指導とする。
 - ※改善がみられない場合はクラス、学年単位で毎朝回収を行う。
- (4) 破損・紛失は全て自己責任とし、修理代金、再購入費用は自己負担とする。
- (5) 行事などで全校一斉に回収する場合は、指示に従うこと。
- (6) その他問題になることが起きたら、生徒指導部にて検討する。
 - ※ 定期試験においては不正行為の観点から、一斉回収などの指示に従うこと。
 - ※ 電子機器の適切な利用について一人一人考えること。

服 装 ・ 頭 髪 等 の 規 定

◇ 通学、学習時の服装や頭髪等は、本校の歴史と伝統を踏まえた利根商生としての品位を保つのにふさわしいものとし、いつでも就職試験に臨める状態を基本とする。

制 服	<ul style="list-style-type: none"> ・制服上下、長袖ニットシャツ、ポロシャツ、ネクタイ、リボン、セーター、ベストは本校指定のものとする。 ・スカートの裾は膝頭中央とする。 ・スカート、スラックス・ネクタイ、リボンは選択制とする。 ・正装は冬服とし、夏季の略装は原則として6月1日～9月30日とする。（5月・10月は、移行期間とし略装でも可とする）細部についてはその都度指示する。
防 寒 コ ー ト	<ul style="list-style-type: none"> ・色は黒・紺・グレーの単色で無地のものとする。 ・丈は制服の上衣丈よりも長く、膝頭が隠れる程度までの長さとする。 ・襟はシンプルで装飾のないもの。 (オーバーコート、ピーコート、ダッフルコートなど) ・ 禁止するもの <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> 文字や飾り、刺繍入りのもの。 ボア、皮革、合成皮革、デニム、ジーンズ、コーデュロイ、エナメル、ビニール、キルティングのもの。 ファー付きフード、パーカー、ベンチコート、トレンチコート、ベルト付きのもの。 </div> ・各部活動で購入した防寒着については、顧問より「部活動防寒着着用願」を学校に提出し、許可されれば通学時に着用して良い。
ベ ル ト	<ul style="list-style-type: none"> ・黒、茶で加工、装飾のないもの。（スカート丈を固定するための使用などは禁止する）
靴 下	<ul style="list-style-type: none"> ・色は白、黒、紺とし、防寒のための黒いタイツも可とする。。 ・長さはハイソックスを基本とし、下限はくるぶし上部まで完全に隠れる長さとする。（ニーハイソックス・ルーズソックスやくるぶしが出ている長さは禁止とする） ・メーカー名等のワンポイントは可とする。
通 学 靴	<ul style="list-style-type: none"> ・黒、紺、焦げ茶の革または合成皮革の短靴で、装飾のないもの、あるいは運動靴とする。本校生徒の通学用としてふさわしいものとし、華美でないものとする。 ・荒天、積雪時等は状況に応じた通学にふさわしい靴を認める。 ・踵の高い靴や、エナメル、メッシュ、バックスキンなどは禁止する。
通 学 カ バ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生らしいもの、通学にふさわしいもの、華美でないものとする。 ・他校の指定バッグ（他校の校章が印刷されたもの）は禁止する。
頭 髪	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生にふさわしい清潔感のある端正な髪形とする。 ・Ⅰ型：スポーツ刈りやオーソドックスな髪型とし、髪が耳や後襟にかからないこと。また、前髪は、両眉が全て隠れない程度かつ睫毛にかからない程度とする。モミアゲは耳の中央までの長さとする。 ・Ⅱ型：髪が肩に達する以上に長い場合は、耳のライン以下の位置で一本に縛る。その際前髪の触覚がないようにする。ゴムの色は黒、紺、茶とする。また、前髪は、両眉が全て隠れない程度かつ睫毛

	<p>にかからない程度とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カール、パーマ、染色、脱色、極端な髪型（左右非対称な髪型、整髪剤やドライヤーを用いた特別な髪型など）は禁止する。 ・ドライヤーやヘアアイロンの使いすぎにより変色した場合も、染色・脱色と同じ扱いとする。 ・ムース、ワックスなどの整髪剤や香りの強い芳香剤も禁止する。 <p>※地毛の色や髪質が心配な場合は、毎年度初めに地毛申請の制度があるため、担任に相談すること。</p>
帽子	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として帽子をかぶることは禁止する。やむをえない理由による場合は、異装届を提出し許可を得て、適切なものを着用する。
装飾品など	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧やマニキュア等は禁止する。 ・ピアスは禁止とする。 ・手や足に装飾品等はつけない。 ・過度に眉毛をいじらない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・防寒のための膝掛けの使用は認めるが、以下の点に留意する。 <ol style="list-style-type: none"> ①定期試験では不正行為防止の観点から、膝掛けの使用は禁止とする。 ②授業前後のあいさつ時は使用せず、教室移動の際はたたんで持ち歩く。 ③体育館等での集会時の使用は指示に従う。

※ 違反した生徒は保護者に連絡し、正しい服装・頭髪に戻させる。

※ ケガなどの理由で異装を希望する場合は、「異装願」を提出する。

※ 制服の補正などは担任に相談し、生徒指導部と相談の上補正をおこなうものとする。

制服の着こなし



通学について

- (1) 通学は自宅からとする。特別な事情で下宿をする場合は、保護者と共に願い出て許可を受けること。
- (2) 通学は原則として徒歩またはバス、JR等の公的交通機関を利用すること。
- (3) 学校または最寄り駅（バス停）までに規定以上の距離がある者は、願い出て自転車通学をすることができる。また、遠隔地など特別な事情がある者はバイク通学を認めることがある。
- (4) 自家用車の敷地内乗り入れは原則禁止する。ただし、ケガなどやむを得ない場合は必ず担任等の許可を受けること。

なお、自家用車で送迎は利根商ドーム前の駐車場で乗り降りすること。

自転車通学についての規定

通学距離等により自転車通学を希望する生徒は、下記の事項に従って許可を得ること。

※許可条件について

- (1) 通学距離が学校まで2 km以上であること。
- (2) バス・列車利用者は最寄り駅又はバス停まで2 km以上であること。但し、通学距離が2 km以内であっても部活動に支障をきたし、部顧問からの要請があれば審議の上決定する。なお、沼田旧市街については、通学距離にかかわらず出来るかぎり駅まで徒歩にて通学することが望ましい。
- (3) **必ずヘルメットを着用すること。**（白・黒・紺など）

※届出書類

- (1) 自転車通学許可願
- (2) 通学用自転車整備連絡表、TS保険加入証書（控）のコピー（**保険の加入は義務です**）

※通学上の厳守事項について

- (1) 交付されたステッカーは必ず自転車に貼ること。（卒業後は忘れずはがすこと）
- (2) あらかじめ届出のあった駐輪場以外の場所に自転車を置かない。
- (3) 使用する自転車は、鍵が必ずかかるものであること。
- (4) 無届で自転車通学した者、その他学校で必要と認めた者は、保護者来校の上、指導措置を行い、通学許可を取り消すこともある。